

広島県告示第六百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、母子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十六年十月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | |
|--|-----|----------------------|
| 委託を受けた者 | 名 称 | ニッテレ債権回収株式会社 |
| 委託した年月日 （委託期間） | 住 所 | 東京都港区芝浦三丁目一六番 二〇号 |
| 平成二十六年一〇月一六日 （平成二十六年一〇月一六日） 平成二十七年三月三十一日 | | |